

農地等の利用の最適化の推進に関する指針

平成30年4月
令和3年5月改正
令和5年3月改正
川口市農業委員会

第1 基本的な考え方

本市は、埼玉県の南端に位置し、荒川を隔てて東京都と隣接し、江戸時代から鋳物や機械などの産業とともに、花き関連の産業などが発展した歴史がある。

現在でも、市内北東部では安行の植木や赤山の枝物など花きを中心とした都市農業が営まれ、緑の多い街並みの形成を目指しているが、交通網などの発達に伴う都市化、宅地化の影響及び農業従事者の高齢化や後継者不足等によって、農業をめぐる環境は大変厳しい状況となっている。

一方、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が重要な必須業務として、明確に位置づけられた。

農地等の利用の最適化とは、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地の利用集積・集約化、新規就農や新規参入を促進することとされており、従来からも農地パトロールによる農地利用の現状把握をはじめ、農業者の代表として利用調整活動を担ってきた農業委員会に対して、より明確な役割として、示されたものである。

こうしたことから、年々減少傾向にある農地の適正な利活用に資するため、農地所有者の意向等を踏まえ、遊休農地発生の防止について重点的に取り組み、担い手の確保や新規参入を促進していく必要がある。

以上のことから、都市農業の振興に資する農地の適正な利活用を推進するため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、農地等の利用の最適化が推進するよう、川口市農業委員会の指針として、各項目に対する目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法を次のとおり定めるものとする。

なお、この指針は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第5条第1項に規定する埼玉県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する川口市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、次の農業委員等の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 目標、推進方法及び評価方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

【目標設定の考え方】

本市の遊休農地の現況は傾斜地、狭小地、囲繞地など条件の悪い農地がほとんどであるため、すべてを解消することは困難であるが、遊休農地発生
の未然防止の取組みや川口市農地情報登録制度（川口市農地バンク制度）
の活用を推進し、遊休農地の割合を毎年度0.1%減少となるよう目標を設定する。

遊休農地の解消目標

	市内農地面積	遊休農地面積	遊休農地の割合
現 状 (令和4年度)	376.9ha	9.9ha	2.6%
3年後の目標 (令和7年度)		8.7ha	2.3%
最終目標 (令和14年度)		6.0ha	1.6%

※市内農地面積は、「耕地及び作付面積統計」の耕地面積と利用状況調査により把握した遊休農地の合計面積

(2) 遊休農地の発生防止・解消への推進方法

①遊休農地発生 の未然防止

新型コロナウイルスの感染状況を踏まえたうえで、推進委員が市内農家の全戸訪問を行い、聞き取り調査を実施し、農地の現状を確認し、新たな遊休農地発生
の未然防止及び早期発見並びに解消指導を行う。

②農地の利用状況調査と利用意向調査の実施

農業委員と推進委員が協力して、農地法に規定する利用状況調査と利用意向調査を実施し、農地の状況を把握する。

③遊休農地の解消

推進委員が、利用意向調査により、遊休農地となった農地所有者へ継続的に訪問し、遊休農地解消に向けて意見交換するとともに、川口市農地情報登録制度（川口市農地バンク制度）を案内するなど、遊休農地の解消に向け、相互連携に努める。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

【目標設定の考え方】

埼玉県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針で定める「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標」である集積率 50%を 10 年後の目標とする。

農地利用集積目標

	市内農地面積	集積面積	集積率
現 状 (令和 4 年度)	367.0ha	42.0ha	11.4%
3 年後の目標 (令和 7 年度)		100.9ha	27.5%
最終目標 (令和 14 年度)		183.5ha	50.0%

※市内農地面積は、「耕地及び作付面積統計」の耕地面積

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた推進方法

①認定農業者を中心とした担い手の確保

認定農業者や基本構想水準到達者等の担い手を確保する。

②農地の利用調整と利用権設定

市内の各地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が必要な地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整と利用権の設定を推進する。

③川口市農地情報登録制度（川口市農地バンク制度）の活用

当該制度を活用し、農地の集約化の促進に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標 1 経営体 (年間)

【目標設定の考え方】

都市農業地域という環境から、都市化・宅地化の影響を顕著に受け、他の産業並みの労働時間の確保と農業所得を実現することは困難な状況にあるため、効率的・安定的な農業経営体を目指す意欲的な農業者の確保は難しいと思われるが、継続的な新規参入への促進策として、新規就農者の支援に努める。

(2) 新規参入の促進に向けた推進方法

①関係機関等との連携

一般社団法人埼玉県農林公社と連携し、見沼たんぼ就農予備校を紹介し、新規就農を目指す者を支援するとともに、農業協同組合等、農業関連団体と意見交換や情報交換を図りながら、新規就農希望者の発掘・支援に努めるもの。

②川口市農地情報登録制度（川口市農地バンク制度）の活用

川口市農地情報登録制度の改正を行い、耕作希望者の登録対象に新規参入者を追加するなど、新規参入の促進に努めるもの。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

※経営体とは、法人の経営に限るものではなく、個人経営者も含むもの。